

総管査第130号
平成27年5月25日

各府省大臣官房長等 殿

総務省行政管理局長

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の
算定ルールに基づく計算例及び通知様式について

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについては、平成27年5月25日付け総務大臣決定の「3. 通知手続その他(4)」に基づき、計算例を別紙1、通知様式を別紙2のとおり定めたので、通知する。

(注) 別紙2の通知様式は、便宜のため適宜数式例を記入していることに留意されたい。

【計算例1】 ※中期目標期間の全期間を在職して退職した理事長の例

(平成23年4月1日～平成28年3月31日の60か月在職)

※中期目標期間は平成23年度～27年度

業務（大事項、中事項、小事項）	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	中期目 標期間
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	—	—	—
●●業務（主要）	A	S	A	B	B	A
△△業務（主要）	A	B	A	A	B	B
××業務（主要）	A	S	B	B	B	A
○○業務	A	A	A	A	A	A
◎◎業務	A	A	A	B	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	—	—	—
1 組織運営	A	B	A	B	B	B
2 業務運営の効率化	B	A	B	B	C	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	—	—	—
1 予算	A	A	A	B	B	B
2 財務の状況	A	A	A	B	B	B
3 剰余金の使途	B	A	A	B	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	A	B	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	—	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	A	B	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	A	B	B	B

(注1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注2) 算定には、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

1. 【中期目標期間の評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞」に基づき算定

- A評定の数=3、B評定の数=9、C評定の数=1（全項目数13）
- $3 \times 1.5 + 9 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 14.0$
- $14.0 \div 13 = \underline{1.1}$ （小数点以下第二位を四捨五入）

2. 【平成23～25年度評価の算定】→上記1に含まれているため、改めて算定しない。

3. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

【計算例 2】 ※2期以上の中期目標期間を在職した理事長の例

(平成 18 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の 120 か月在職)

※中期目標期間は平成 18 年度～22 年度、23 年度～27 年度

業務 (大事項、中事項、小事項)	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	18～22 年度 中期目標期間	23～27 年度 中期目標期間
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	B	A	B	—	—
●●業務 (主要)	S	A	B	B	A	A	A
△△業務 (主要)	A	A	B	A	B	A	B
××業務 (主要)	S	B	A	A	B	A	A
○○業務	B	A	B	A	B	B	A
◎◎業務	A	B	B	B	A	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	B	B	B	B	B	—
1 組織運営	A	C	C	C	B	C	B
2 業務運営の効率化	A	A	B	B	B	B	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	B	A	A	B	A	—
1 予算	B	B	B	A	B	B	B
2 財務の状況	A	A	A	B	B	A	B
3 剰余金の使途	B	B	B	B	B	B	B
4 保有資産の見直し	A	B	A	A	A	A	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	A	B	B	B	B	—
1 職員人事に関する計画	B	A	A	A	B	A	B
2 積立金の処分に関する事項	B	A	B	B	A	B	B

(注 1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注 2) 算定には、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

1. 【中期目標期間の評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞」に基づき算定

- A評定の数=3、B評定の数=9、C評定の数=1（全項目数13）
- $3 \times 1.5 + 9 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 14.0$
- $14.0 \div 13 = \underline{1.1}$ （小数点以下第二位を四捨五入）

2. 【平成23～25年度評価の算定】→上記1に含まれているため、改めて算定しない。

3. 【平成18～22年度評価の算定】→「2. 算定の方法（2）」に基づき算定

- 業績勘案率を1.0と仮置きする。
- S評定は2（全項目数65項目の2割未満）、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
- 役員個人の加算及び減算要因は認められない。
- 当該期間の業績勘案率は1.0

4. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法（3）」により年数で加重平均をして算定

- $(1.1 \times 5 + 1.0 \times 5) \div (5 + 5) = 1.05 \Rightarrow \underline{1.1}$ （小数点第二位を四捨五入）

5. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

【計算例3】 ※4年間在職した理事の例

(平成24年4月1日～平成28年3月31日の48か月在職：担当業務は△△業務と××業務)

業務（大事項、中事項、小事項）	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	—	—
●●業務（主要）	S	A	B	B
△△業務（主要）	B	A	A	B
××業務（主要）	S	B	B	B
○○業務	A	A	A	A
◎◎業務	A	A	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	—	—
1 組織運営	B	A	B	B
2 業務運営の効率化	A	B	B	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	—	—
1 予算	A	A	B	B
2 財務の状況	A	A	B	B
3 剰余金の使途	A	A	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	B	B

(注1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注2) 算定には、「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

1. 【平成 26・27 年度評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞」に基づき算定

① 理事の担当業務等の業績

- A評定の数=1、B評定の数=18、C評定の数=1（全項目数20）
- $1 \times 1.5 + 18 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 20.0$
- $20.0 \div 20 = \underline{1.0}$

2. 【平成 24 年度～25 年度の算定】→「2. 算定の方法（2）」に基づき算定

- 業績勘案率を1.0と仮置きする。
- S評定は2（全項目数26項目の2割未満）、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
- 役員個人の担当業務である××業務にS評定があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認められることから、0.2加算する。
- 当該期間の業績勘案率は1.2

3. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法（3）」により年数で加重平均をして算定

- $(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) \div (2 + 2) = \underline{1.1}$

4. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

【計算例4】 ※2年7ヶ月間在職した理事の例（年度途中の退任がある場合）

（平成24年11月1日～平成27年5月31日の31か月在職:担当業務は△△業務と××業務）

業務（大事項、中事項、小事項）	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	—	—
●●業務（主要）	S	A	B	—
△△業務（主要）	B	A	A	B(注3)
××業務（主要）	S	B	B	B
○○業務	A	A	A	—
◎◎業務	A	A	B	—
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	—	—
1 組織運営	B	A	B	B
2 業務運営の効率化	A	B	B	B
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	—	—
1 予算	A	A	B	B
2 財務の状況	A	A	B	B
3 剰余金の使途	A	A	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	B	B

（注1）業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

（注2）算定には、「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

（注3）平成27年度の当法人の評定は「A」評定であるが、当該評定は、主に後任の理事の在職期間の業績に基づいているため、業績勘案率の算定上の評定を「B」評定に調整した。

1. 【平成 26・27 年度評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がある場合等＞」に基づき算定

① 平成 26 年度評価の算定

- A 評定の数 = 1、B 評定の数 = 9（全項目数 10）
- 平成 26 年度は、1 年間在職しているため、「各年度の在職月数を 12 で除した数値」は $12 \div 12 = 1$ となる。
- $(1 \times 1.5 + 9 \times 1.0) \div 10 \times 1 = 10.5 / 10$

② 平成 27 年度評価の算定

- B 評定の数 = 10（全項目数 10）
- 平成 27 年度は、2 か月間在職しているため、「各年度の在職月数を 12 で除した数値は」は $2 \div 12 = 1/6$ となる。
- $(10 \times 1.0) \div 10 \times 1/6 = 1/6$

③ 「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がある場合等＞」による算定

- ①と②の合計を、在職期間の全期間の月数を 12 で除した数値で除す。
- 「在職期間の全期間の月数を 12 で除した数値」は $14 \div 12 = 7/6$ となる。
- $(10.5 / 10 + 1/6) \div 7/6 = \underline{1.0}$ （小数点以下第二位を四捨五入）

2. 【平成 24 年度～25 年度の算定】→「2. 算定の方法（2）」に基づき算定

- 業績勘案率を 1.0 と仮置きする。
- S 評定は 2（全項目数 26 項目の 2 割未満）、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
- 役員個人の担当業務である××業務に S 評定があり、中期目標の想定を超える目覚しい実績と認められることから、0.2 加算する。
- 当該期間の業績勘案率は 1.2

3. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法（3）」により年数で加重平均をして算定

- $(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) \div (2 + 2) = \underline{1.1}$

4. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

(別紙2)

〇 〇 第 〇 号
平成〇年〇月〇日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 大 臣
〇 〇 〇 〇

独立行政法人〇〇の役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人〇〇の役員の退職金に係る業績勘案率については、別紙のとおり決定したので、通知する。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事長	
在職期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	
①算定【平成26年度以降】		
(「2. 算定の方法 (1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>」による算定)		
算定する期間：中期目標期間の全期間		
中期目標期間 (平成23年度～27年度)		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	3	4.5
B	9	9.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	13	14.0
①業績勘案率		1.1
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	該当なし。 ※調整した評定がある場合、当該評価項目と調整の状況及び調整の理由を記載する。	
②算定【平成25年度以前】 (「2. 算定の方法 (2)」による算定)		
算定する期間：平成23年度～25年度 (3年間)		
※上記①に含まれているため、改めて算定しない。		
法人業績による加算	—	
主要業務のC評定	—	
D評定	—	
役員個人の加算要因	—	
役員個人の減算要因	—	
減算すべきでない事情	—	

②業績勘案率		—	
③算定【①及び②による算定】（「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	—	③業績勘案率	1.1
④その他考慮すべき事情等（「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
<p>※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。</p>			
⑤最終算定【③及び④による算定】			
④の反映	<p>その他考慮すべき事情等はない。</p> <p>※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。</p>	業績勘案率	1.1

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事長を例に作成した。中期目標期間の評価を用いない場合の算定方法は、理事と同様とする。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事長	
在職期間	平成18年4月1日～平成28年3月31日	
①算定【平成26年度以降】		
(「2. 算定の方法 (1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>」による算定)		
算定する期間：中期目標期間		
中期目標期間 (平成23年度～27年度)		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	3	4.5
B	9	9.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	13	14.0
①業績勘案率		1.1
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	該当なし。 ※調整した評定がある場合、当該評価項目と調整の状況及び調整の理由を記載する。	
②算定【平成25年度以前】 (「2. 算定の方法 (2)」による算定)		
算定する期間①：平成23年度～25年度 (3年間) ⇒上記①に含まれているため、改めて算定しない。 算定する期間②：平成18年度～22年度 (5年間) ⇒「2. 算定の方法 (2)」により算定		
法人業績による加算	該当なし。 (総評価項目65項目のうち、S評定は0項目)	
主要業務のC評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
D評定	該当なし。	

	※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
役員個人の加算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、加算の程度とその理由を記載		
役員個人の減算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
減算すべきでない事情	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
②業績勘案率	1.0		
③算定【①及び②による算定】 （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.1 \times 5 + 1.0 \times 5) / (5 + 5) = 1.05$	③業績勘案率	1.1
④その他考慮すべき事情等 （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
⑤最終算定【③及び④による算定】			
④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1

(注)

1. 在職期間が二以上の中期目標期間にまたがる理事長を例に作成した。中期目標期間の評価を用いない場合の算定方法は、理事と同様とする。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事	
在職期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日	
担当業務	△△業務、××業務	
①算定【平成26年度以降】		
(「2. 算定の方法(1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>」による算定)		
算定する期間：平成26年度～27年度（2年間）		
平成26年度～27年度		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	1	1.5
B	18	18.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	20	20.0
①業績勘案率		1.0
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	該当なし。 ※調整した評定がある場合、当該評価項目と調整の状況及び調整の理由を記載する。	
②算定【平成25年度以前】 （「2. 算定の方法(2)」による算定）		
※在職期間の全期間（平成25年度以前）を一括して1.0と仮置きし、以下の項目も全期間を対象とする。 算定する期間：平成24年度～25年度（2年間）		
法人業績による加算	該当なし。 （総評価項目39項目のうち、S評定は2項目）	
主要業務のC評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
D評定	該当なし。	

	※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
役員個人の加算要因	△△研究開発において、役員個人の担当業務である〇〇業務にS評価があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認め、 <u>0.2</u> 加算する。		
役員個人の減算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
減算すべきでない事情	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
②業績勘案率	1.2		
③算定【①及び②による算定】 （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) / (2 + 2) = 1.1$	③業績勘案率	1.1
④その他考慮すべき事情等 （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
⑤最終算定【③及び④による算定】			
④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

理事の場合②
(在職期間が1年未満
となる年度がある場合)

(別 紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事		
在職期間	平成24年11月1日～平成27年5月31日		
担当業務	△△業務、××業務		
①算定【平成26年度以降】			
(「2. 算定の方法(1) <在職期間が1年未満となる年度がある場合等>」による算定)			
算定する期間：平成26年度～27年度(2年間)			
平成26年度			
評定	個数	点数	
S	0	0.0	
A	1	1.5	
B	9	9.0	
C	0	0.0	
D	0	0.0	
—	10	10.5	
在職月数を12で除した数値		1	
平成27年度			
評定	個数	点数	
S	0	0.0	
A	0	0.0	
B	10	10.0	
C	0	0.0	
D	0	0.0	
—	10	10.0	
在職月数を12で除した数値		1/6	
全在職期間の月数を12で除した数値		7/6	
計算	$(10.5 \div 10 \times 1 + 10.0 \div 10 \times 1/6) \div 7/6 = 1.04$		①業績勘案率 1.0
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。		

業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	担当である△△業務の平成27年度の評定は「A」評定であるが、当該評定は、主に後任の理事の業績に基づいているため、業績勘案率の算定上の評定を「B」評定に調整した。		
②算定【平成25年度以前】 （「2. 算定の方法（2）」による算定）			
※在職期間の全期間（平成25年度以前）を一括して1.0と仮置きし、以下の項目も全期間を対象とする。 算定する期間：平成24年度～25年度（2年間）			
法人業績による加算	該当なし。 （総評価項目39項目のうち、S評定は2項目）		
主要業務のC評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
D評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
役員個人の加算要因	△△研究開発において、役員個人の担当業務である〇〇業務にS評定があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認め、 <u>0.2加算</u> する。		
役員個人の減算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
減算するべきでない事情	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
②業績勘案率	1.2		
③算定【①及び②による算定】 （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) / (2 + 2) = 1.1$	③業績勘案率	1.1
④その他考慮すべき事情等 （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評定項目に占めるS（最上級）の評定の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
⑤最終算定【③及び④による算定】			
④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1

(注)

1. 年度途中で就任し、年度途中で退任した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事		
在職期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日		
担当業務	△△業務、××業務		
①算定【平成26年度以降】			
〔2. 算定の方法(1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>〕による算定)			
算定する期間：平成26年度～27年度（2年間）			
平成26年度～27年度			
評定	個数	点数	
S	1	2.0	
A	3	4.5	
B	15	15.0	
C	1	0.5	
D	0	0.0	
—	20	22.0	
①業績勘案率		1.1	
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。		
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	担当である△△業務の平成27年度の評定は「A」評定であるが、当該評定は、主に後任の理事の業績に基づいているため、業績勘案率の算定上の評定を「B」評定に調整した。		
②その他考慮すべき事情等 （「1. 基本的な考え方(8)～(10)」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評定項目に占めるS（最上級）の評定の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
③最終算定【①及び②による算定】			
②の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、①で算定した業績勘案	業績勘案率	1.1

	率に加算・減算する。		
--	------------	--	--

(注)

1. 平成26年度以降在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 監事		
在職期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日		
①算定 （「1. 基本的な考え方(8)～(10)」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
②最終算定			
①の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、加算・減算する。	業績勘案率	1.0

(注)

1. 平成24年4月～28年3月までの期間在職した監事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。